

## 第8回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議 議事録

【日 時】 平成31年2月1日（金）9：30～11：00

【場 所】 西宮市西部総合処理センター2階 広報室

【出席者】 【委員】 8名  
（西宮市：4名）  
掛田副市長（会長）、須山環境局長、  
野田環境局環境施設部長、田中環境局環境事業部長  
（芦屋市：4名）  
佐藤副市長（副会長）、森田市民生活部長、  
藪田市民生活部環境施設課長、大上市民生活部収集事業課長

【オブザーバー】 1名  
（兵庫県：1名）  
高石 阪神北県民局県民交流室 環境課環境参事

【事務局】  
（西宮市）  
丸田参事，山村課長，森川課長，高橋係長，菅野係長、  
石田副主査，佐藤副主査，宮部技師  
（芦屋市）  
北川主幹，尾川係長，三好主査，濱田係長

【傍聴者】 8名

### 1 開会

事務局（丸田）

（開会）  
皆さん、おはようございます。  
本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。  
定刻になりましたので、ただいまから第8回の西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を開催いたします。  
私、本日進行を担当いたします西宮市環境施設部の丸田と申します。どうぞよろしく願いいたします。  
それでは、失礼して着席させていただきます。  
では、会議に入ります前に、本日の出席状況を報告させていただきます。

委員のご出席ですけれども、西宮市4名、芦屋市が4名、計8名御出席でございます。検討会議の設置要綱の第5条第2項により、この会議は有効に成立していることをここで確認させていただきます。

また、本日オブザーバーとして兵庫県のほうから阪神北県民局県民交流室環境参事の高石様にご出席をいただいております。

なお、兵庫県から農政環境部の環境整備課長の石岡様、ご出席とお聞きしていたのですが、他の公務で本日はご欠席ということでございます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議は原則公開ということになっております。

本日の議題につきましては、特に非公開とする内容ではないということで、「公開」するということで進めさせていただきます。

また、後日、両市のホームページで議事内容を公開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、過去の検討会議の議事内容につきましても、同様に公開しておりますので、あわせて確認いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日お配りしておりますのは、会議次第、裏面に委員名簿がございます。それから第8回の検討会議の資料、以上でございます。特に不足等ございますでしょうか。あれば挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、本日の会議は基本的にはお配りした会議次第に沿って進めさせていただきます。

また、資料につきましては、前のスクリーンにも映し出されますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

## 2 会長あいさつ

事務局（丸田）

それでは、会議の開催に当たりまして、会長であります西宮市の掛田副市長より、ご挨拶をいただきたいと思います。掛田副市長、よろしくお願いいたします。

掛田会長

皆様、おはようございます。早朝からこの会議に出席していただきまして、まことにありがとうございます。

昨年の11月に会議を約1年ぶりに再開といいますか、始めまして、そして昨年は11月に検討会議を開催した後、12月に再度検討会議をさせていただき、このようになっております。前回、第7回検討会議のときに、1年近くのこのタイムラグを取り返そうということで、鋭意努力して精力的な会議を進めていきたいと申しあげました。皆さま方もそういうことで時間をできるだけ縮めて取り返していこうと思われたと思います。したがって、昨年の11月に会議を開いた以降、これから広域化の議論、検討会議につつまし

ては、精力的にやっていきたいというふうに思っております。

本日は前回、第7回の会議での議論を踏まえまして、破碎選別施設の広域化の取り扱い、そして焼却施設に係る費用負担のあり方について議論をしてまいりたいと思います。少しずつではございますが、議論が深まっているように私感じておりますし、本日この会議で忌憚のない意見を出していただきまして、一層熟議を深めていきたいというふうに思っております。

委員の皆様におかれましては、会議の円滑な進行とそれから忌憚ない意見を出していただくことを申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。

事務局（丸田）

ありがとうございます。

### 3 議題

事務局（丸田）

それでは、早速会議に入りたいと思います。要綱の規定に基づきまして、会議の進行ですが議長であります西宮市の掛田副市長に務めていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

掛田会長

会議次第に従いまして、それでは議事を進めてまいります。

まず、「議題（1）破碎選別施設の広域化の取り扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局（丸田）

西宮市の丸田です。それでは、資料について説明をさせていただきます。

表紙を1枚めくっていただきまして、1ページお願いいたします。

まず、1ページは第7回検討会議での議論ということで、前回の経緯を確認する形になります。これまで検討会議では焼却施設、破碎選別施設、これを一体で広域化の協議を行ってまいりましたが、前回第7回の会議におきまして、費用負担のポイントであります中継施設について、焼却施設、破碎選別施設ごとにごみ処理の内容や役割といったことについて検証を行いました。その結果、焼却施設の中継施設については、広域化の対象としない。破碎選別施設の中継施設は広域化の対象とするという整理を一旦行いまして、それを踏まえて焼却施設、破碎選別施設の広域化について検証を行ったところでは、

その中で、会議のご意見といたしまして、破碎選別施設については、焼却施設との比較において環境負荷低減のメリットはないのではないかとか、対象物資であるペットボトルについては、その形状

等から運搬の効率性が悪いのではないかと、芦屋市から西宮市の鳴尾浜までの運搬コスト等も考えると、メリットが薄いのではないかなどの意見をいただいたところです。

では、次に2ページをお願いいたします。

2ページは第7回会議の内容や意見を踏まえた整理ということで、これも確認になります。

第7回の会議での議論等によりまして、焼却施設と比較したとき、破碎選別施設の広域化については一定のメリットはあるものの、課題も明らかになったというようなことも踏まえまして、広域化の取り扱いについて次回、本日ですけども、第8回の検討会議で結論を出しましょうという整理がなされました。そこで、第7回議論を再度確認しながら、広域化の取り扱いについて整理・検討を行ったということで、資料の3ページ以降になります。

それでは、3ページをお願いいたします。

3ページは破碎選別施設の事業費及び効果額ということで、既にこれも検討会議で出ている数字でございます。これも確認という意味で説明をいたします。

この表の数字の上段でございますけど、上は事業費ベース、下段の括弧の中の数値は実質負担ベースで併記しております。まず、施設建設費、それから運営費20年、基本設計、残渣運搬等、それぞれ西宮市・芦屋市さん単独処理の場合の事業費とその合計、加えて広域処理として施設を一つに集約した場合の事業費、一番右の欄が差し引きした効果額ということになります。

この表でいきますと、単独の場合の、これ合計欄で見ていただきたいのですが、一番下の行です。両市の単独処理の合計として、1,000円単位になっておりますけども、252億6,800万円、実質負担ベースが括弧の中で190億0,250万1,000円、広域の数値が195億8,400万、実質負担ベースが145億8,033万4,000円、それから差し引き効果額、ここでございますけども、事業費ベースで56億8,400万円、実施負担ベースで44億2,216万7,000円ということ、これも確認として掲げております。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページは、過去の検討時の課題ということで、これはこれまでの検討会議においても、当時は焼却施設、破碎施設、全体一体として広域化のメリット、デメリットについて議論をした経緯がございますけども、そのときにお示ししたデメリットの課題とあったということも、これも確認になります。そのときに課題として、議論というか、整理されましたのが広域処理施設及び施設周辺における交通量の増加、温室効果ガスの排出の増加が考えられること、それから、市民の利便性の影響ということで、分別区分であるとか、収集形態の違い、直接持ち込みの方法等が課題として考えられること、それから、その他といたしまして処理手数料徴収等に関する事務の

負担等が出てくるのではないかということそのときには想定したものでございます。あわせてそのときの議論の中では、そういった課題に対する対策として、中継施設を設置することにより課題の解決を図るということで、それが可能になるという整理を行っております。具体的には中継施設の整備の効果についても検証したわけですが、ごみの大型車両への積みかえによる車両台数の抑制、これは車両から排出される温室効果ガスの抑制にもつながるというふうな整理を行いました。また、直接持ち込みについては、芦屋市民の方が西宮市まで持ち込まないといけないという、そういった課題についても、中継施設を一旦受け入れることによりサービス低下を防ぐという、こういったようなことを検証してまいりました。

次に、それでは5ページをお願いいたします。

5ページからは前回第7回の会議での検証によって出てきました課題についても、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。

前回検討会議におきまして、中継施設については施設ごとに整理をして、広域化の検証をする中で、焼却等の比較において、破碎の広域化については幾つかの課題が明らかになったということは先ほども申し上げましたけども、まず一点目といたしまして、中継施設の費用の問題ということで挙げさせていただきました。

破碎選別施設の中継施設については、一旦広域化の対象であると整理をいたしましたので、そうなりますと広域施設ということで費用として考えたとき、この中継施設につきましては、収集形態の違いを解消するということも含めて広域処理施設にも円滑に搬入するという点で、破袋処理という作業工程などを踏まえまして、そういったことも想定した費用の試算をした結果がこちらの5ページの表でございます。

この表でいきますと、中継施設、それに関連する仮設中継施設、計量棟等も含めた形になっておりますけども、表の真ん中、右側から二つ目が事業費、これ事業費ベースです。それから、一番右が実質負担額ベースです。事業費ベースで合計が23億1,700万円、実質負担ベースでも20億7,130万8,000円というふうな費用が必要になってくるということを確認しております。

これによりまして、広域施設として位置づけるとした場合は、当然先ほど見ていただいた破碎選別施設の効果から必要な費用ということで、この額が減少といたしますか、この分の費用がかかるということになります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページの2番目、課題のうちの運搬時の効率性についてですけども、ペットボトルにつきましてはその形状等からかさばるということで、そのまま積みかえて運搬すると効率性が悪くなると。効率性を確保するためには、別途圧縮・こん包の設備、あるいは処理が

必要になるということでございます。そういった課題が挙げられました。このかさばるといのは、体積の割にということ、空気を運んでいるようなそんな感じになるのかなと、ちょっと言葉としてはわかりにくいかわかりませんが、そういうイメージになるかと思えます。

次に3番目、環境負荷の低減効果についてなんですけども、焼却施設の場合は施設の集約化によって、発電効率がさらによくなって、その結果として温室効果ガスの排出量の削減効果という大きなメリットがありますということは、この会議でも確認したところでですけども、破碎選別施設につきましては、施設を集約することによって、焼却施設において見込まれるような環境負荷の低減は見込めないというようなことも、個別に見たときにそこで明らかになったと、確認したということでございます。

このような課題が検証することで、明らかになりました。続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページは、全体会議では直接議論として出てこなかったかとは思いますが、関連する課題ということで施設整備計画、スケジュールとの関係ということで挙げさせていただいております。

広域化の議論につきましては、過去の検討会議で議論の結果、西宮市の施設整備の計画のスケジュールがベースとなっているということでございます。その中で、破碎選別施設の中継施設を広域化の対象と位置づけることによりまして、広域施設として費用負担の協議が必要となる。また、焼却施設の広域化との比較において課題があるということで、検討に時間は必要になるという一つの課題が出てくるのかなということで、挙げさせていただいております。

その結果、当初の整備計画で想定しております破碎選別施設事業の着手時期は、これまで広域化の方向性については目途を定めて、一定の方向性を示すというのが現実、今ちょっとそこまではまだ至っていないという中で、その着手時期も遅れております。今後さらにそういった今回検証によって明らかになった課題の検討には当然時間を要するということになりますので、そうならば破碎選別施設事業だけでなく、後に続く焼却施設の稼働時期にも大きく影響を与えるというようなことが考えられます。

今、ここで資料にはちょっと記載しておりませんが、その広域化になります前提となります西宮市の整備計画について、ちょっと簡単に確認していただきたいなと思えます。

本市は西宮浜、鳴尾浜、2カ所に処理施設を持っております。そのうち今回広域の対象としては、西宮浜にあります西部総合処理センターの破碎選別施設、焼却施設について、これは平成9年稼働の施設ですが、それが稼働後20年経過いたしますということで、その代替施設の整備計画として進めて策定しているものでございます。

その内容としては、まず現在の西部総合処理センターの破碎選別施設、これは平成36年度の稼働を目指して東部総合処理センター、鳴尾浜ですけれども、そこにあります将来用地にまず代替施設を移転して、その移転した後の破碎施設を解体撤去した跡地に、平成40年度の稼働を目指して、焼却施設の代替施設を整備する。こういう内容のものでございます。つまり、破碎焼却の代替施設の整備が一連のものとなっているということでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。

8ページは結論ということですが、先ほど来述べてきたことをもう一度短く整理しております。まず、焼却施設の比較において、環境負荷の低減が見込めないということが1点、それから、収集形態の違い等を解決するというようなこともあります。中継施設に多額の費用を要することになるというのが2点、それから、広域処理の対象ごみ種、先ほどペットボトルはということを申し上げましたけれども、ごみ種によって運搬時の効率が悪くなるというのが3点、それから、これまで明らかになった課題、それから中継施設の費用負担と、協議にさらに時間を要するということになりまして、ただいま申し上げました広域化の前提となります整備計画の進行がさらにおくれるということで、焼却施設の稼働時期にも大きく影響する。こういった整理をした上で、事務局として一つまとめといたしまして、資料の一番下囲みの中ですが、破碎選別施設の広域化につきましては、将来的な課題ということで、このたびの広域化の協議といたしました議論の対象から外して、西宮市・芦屋市それぞれ単独で処理施設を整備する方向で整理をしたらどうかということ、それから、したがって、今後は焼却施設の広域化を目指して協議を進めていくと、事務局としては一つのこういった整理を行ったところでございます。この事務局の整理に対しまして、検討会議でのご議論、あるいはご結論を委ねたいと思っております。

説明は以上でございます。

掛田会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

事務局の提案として、8ページのまとめというところで、破碎選別施設の広域化については将来の課題として考えようということ、これからは焼却施設の広域化を目指して協議を進めようと、こういう事務局からの案、考え方というのが示されました。その理由については、縷々説明があったわけですがけれども、このあたりの点については、確認ということも含めまして何か議論、意見等ありませんでしょうか。

どうぞ。

森田委員

芦屋市の森田でございます。

今の事務局の説明、これまでも前回までにはほぼほぼ論点としては出ていたのかなと思います。

結論から申し上げますと、事務局提案どおりで結構かと思いません。

問題は費用的な面を見れば、それなりの効果、相当な効果があるということが出ておりますので、逆にそうでありながらなぜやらないんだという意見が外部から出されることは想定しないといけないと思います。

ただ、この広域処理をするがために単独で処理するならば、必要のない、合理的でない方法をとらざるを得ないとか、余計な環境負荷を一方で増やすというような側面があるということは、やはり環境行政に携わるものとしてはなかなか踏み込みにくいところだと思います。

事務局どおりの、提案どおりの結論で、私は結構かと考えております。

掛田会長

ありがとうございます。

今、芦屋市のほうからはこのような意見、考え方でございましたけども、西宮のほうはどうでしょう。

須山委員

環境局長の須山でございます。

やはり本市としましても、先ほど資料で整備計画の時期の話がございましたので、やはり一定の効果ありますが、最終的な焼却施設のほうに影響があるということも考えますと、やはり事務局案でいいのではないかと、こちらのほうも考えております。

以上でございます。

掛田会長

ありがとうございます。

ほかにご意見とかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

野田委員

西宮市の環境施設部長の野田でございます。先ほど須山局長のほうからも意見が出ていますが、焼却施設が遅れますとここにある、6ページなどでは、焼却施設において見込まれるような環境負荷の低減の効果は認められないと。当然、低減は認められないのとあわせて、新たな施設をつくることによって発電効率が上がって、発電量もふえて、その電力をどのように使えるのかというようなメリットが考えられるわけですけども、それがどんどん遅れてしまうとそういったメリットを享受することがまた遅れていくというような形になってしまいます。でありますので、やはり焼却施設って



うのは非常に、この環境行政においてもウエイトの大きいものかなと考えるので、そういったことも考えた中で、もうこれ以上のといますか、幾分も遅れてしまっているわけですが、これ以上施設整備を遅らすのは好ましくないというふうには考えております。ということですので、破碎選別施設等については、今、事務局で提案されているような考え方で結構かと考えております。

掛田会長

ありがとうございます。  
ほかにございませんでしょうか。  
どうぞ。

大上委員

芦屋市の大上でございます。  
私も結論としましては、事務局提案につきましては賛成でございます。  
前回は申し上げました両市の長い時間をかけた内部協議によりまして、少なからず効果額が見込める中におきましても、詳細なパターン分けとか試算により、このたび環境負荷の影響とか全体スケジュールを勘案した結果として、これまでの他地域での広域化の検討や議論の既成枠にとらわれず、両市にとっての最善の方向性を示されたものとして考えたいと思います。  
環境負荷につきましても、低減が見込めないだけではなくて、やはり中継施設で乗せかえたとしても、車両の運搬に伴う新たな環境負荷の発生という部分まであるわけですので、そこら辺も含めまして結論としては事務局提案に賛成とさせていただきます。  
以上です。

掛田会長

ありがとうございます。  
ほかによろしいでしょうか。  
一定の方向性が出たように思いますので、それでは私のほうからまとめたいと思います。  
今、検討会議では、これまで焼却施設、破碎選別施設一体での広域化という観点から議論を重ねてきた経緯がございますが、前回第7回、焼却施設、破碎選別施設それぞれの広域化の検証を行う中で、破碎選別施設について一定の効果額が認められるものの、焼却施設のように施設の集約化による環境負荷の低減効果が見込めないことや、収集形態の違いを広域処理施設で円滑に処理するための作業工程が新たに発生することから、また、これらに対応するため、中継施設の整備、運営には多額のコストが必要となること、そして処理するごみ種によっては、運搬の効率性が悪くなることなどの課題が明らかになった、このように思います。現時点では、中継施設整備への多額な費用の投入や非効率な運搬や処理、さらなる費用負担の協議に時間を費やしても、これらを上回るような大きい事業効果

を創出されるような状況ではないのではないかと、このように思います。

また、広域化の前提となっております西宮市の施設整備計画ですが、これは本日の会場になっていきます、この西宮浜の西部総合処理センターの破碎選別施設及び焼却施設が、平成9年の施設稼働後20年を経過する、このようなことから次期施設の更新計画として、まず現在の破碎選別施設を平成35年度まで稼働をさせ、その後は鳴尾浜の東部総合処理センターの将来用地に、平成36年度の稼働を目指して代替施設を移転させます。その後、破碎選別施設を解体撤去したこの跡地に、現在の焼却施設の代替施設を整備し、そして平成40年度の稼働を目指すという内容でございます。

したがいまして、まず破碎選別施設の整備事業に着手することが計画を進める前提となっております。

しかしながら、ご承知のとおり、現在広域化の方向性を示すまでには至っておらず、既に当初の計画による破碎選別施設事業の着手時期は遅れている、このような状況でございます。

このたびの検証で明らかになりました課題等により、破碎選別施設の広域化の検討に時間を要することになれば、施設整備計画の進行がおくれ、後に続く焼却施設の稼働時期にも大きく影響します。それは、延いては市民生活にも影響するということにもなると考えられます。

このようなことを総合的に考えた場合、破碎選別施設の広域化については、将来的な課題として、このたびの広域化の協議からは外しまして、各市単独で整備するという整理をしたいと思います、このような考え、まとめ方、考え方で皆様よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

掛田会長

ありがとうございます。

それでは、したがいまして、今後は焼却施設の広域化に向けて協議を進めて行くことといたします。

次に、「議題（2）焼却施設に係る費用負担について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（丸田）

西宮市の丸田です。

引き続きまして、ご説明をさせていただきます。

議題の2は、焼却施設に係る費用負担についてということで、資料のほうは9ページをお願いいたします。

前回、第7回の検討会議におきましては、先ほどで整理をしていただきました破碎選別施設の広域化の取り扱いとあわせ、もう一つ焼却施設の費用負担についての事務局案をという宿題と申します、いただいたところでございますけど、それに対して、これから

いよいよ費用負担の中身ということになります。まず、それに先立ちまして、その基本となる費用負担の考え方の方向を定めたいというふうな事務局の考え方のもとで、今回御提案をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、9ページのほうは焼却施設の事業費及び効果額ということですが、これもこれまでの検討会議において何度か出てきておりますので、確認ということになりますけれども、既に検討会議において示されている数値でございます。表につきましては、左のほうで項目としては建設費、運営費、それからそれに関連する基本設計、外構整備費、残渣運搬等、項目ごとに掲示しております。一番下がその合計欄ということでございます。また、内容につきましては、芦屋市さん、西宮市それぞれ単独処理した場合の費用とその合計額、そして広域処理をした場合の費用とその合計額、一番右が効果額でございます。

確認ということですので、一番右の欄、効果額の欄を見ていただきたいのですが、これも先ほどと同じように上下2段で数値を入れております。上段が事業費ベース、下段の括弧書きが実質負担ベース、併記という形でございます。

効果額合計欄、これは建設費、運営費等の合計の数字でございますけれども、事業費ベースで全体の効果としては170億、それから実質負担ベースでは130億9,141万7,000円ということになっております。これは御確認ということでお願いいたします。

その9ページの最初、上のほうに書いておりますが、今後の費用負担の協議をしていくときに、こういった数値を用いて議論をしていくということになります。ここで示しております事業費等の数値につきましては、あくまで試算値ということでございます。これはこれまでの検討会議でも折に触れ、申し上げてきたと思っておりますけれども、当然そういった意味合いのものでありますので、今後の協議をしていく際には、この試算値を用いての基本的な考え方を示すというような位置づけで今後進めていきたいというふうに考えております。当然、今後、仮に広域化をするということで事業を進めていったときには、数値は動いていくということになることをまず御了解いただきたいということで、お願いいたします。

それでは、資料は10ページをお願いいたします。

10ページ、費用負担についての論点ということで、これは第6回、前々回の検討会議で議論していただいた資料から抜粋しております。これも確認ということで再掲しておるところでございますが、基本的には前々回整理いたしました論点を踏まえた協議をするということになるかと思っております。

この論点として三つ、まずは基本的には広域化のメリットを両市全体のものとして捉え、両市納得できる負担のあり方を検討すると、こういうことになりかと思っておりますが、あわせ下記論点につい

てということで（１）費用負担割合、それから（２）が中継施設を利用する費用について、（３）がその他の負担について、この三つでございます。特に先ほど議題（１）のほうで中継施設の説明等させていただきましては、基本的に前回、第７回の整理におきましても焼却施設の中継施設、一旦ではございますけれども広域化の対象にしないという整理をしておりますので、ここは一応論点にはならないのかなというふうに考えております。

続きまして、資料の１１ページをお願いいたします。

１１ページ、これも過去１度確認をしている内容でございますけれども、費用負担の手法、方法ということで、これは第２回の検討会議において一度確認した内容、この資料より抜粋しております。これも確認をしていただくという内容になろうかとは思いますが、

これは、費用負担の手法、方法等につきましては、実際に費用の分担を計算する、算定する手法といたしまして、他の先行事例、他団体の事例等で用いられているものについて、その概要を記載しているということでございます。広域処理に必要な費用は大きく分けますと、施設建設費、施設運営費ということになりますが、他団体の事例等も踏まえまして、分担の方法を表にした形になっております。均等割という項目、項目は四つ上げさせていただいておりますけれども、均等割につきましては、構成する団体、市の規模にかかわらず均等に費用を負担するものということになっております。これはいわゆる経年変動がないということと、ごみの処理量、減量のインセンティブは働きにくい、固定的な要素になるということでございます。

それから、ごみ排出量割（処理量割）ということで、これは実際にそれぞれの構成にする市で発生したごみの量に応じて処理費用を分担すると、こういう内容のものでございます。両市、西宮市、芦屋市もそうですが、当然それぞれ各市ごみ減量の取り組みも行っている中で、ここはこの考え方についてはごみの処理量に応じて費用負担の分担が変わってくるということで、インセンティブが働きやすいというような特徴がございます。

それから、次は処理能力割、各市単独で施設を整理した場合の処理能力、規模といいますか、それに従って費用を分担すると、こういった内容のものでございます。これについては、いわゆる各市単独で施設を整理した場合の処理能力ということでございますので、経年変動がないと、ごみ減量のインセンティブが働きにくいと言っているのかなと思っております。

それから最後は人口割、各市の人口の比で費用を分担するものということで、これもごみ減量のインセンティブが働きにくいというふうな特徴があるのかなということで整理しております。

他の事例なんかでは、実際にはこれら項目のうちいずれかを使っておられるか、あるいはこのうち併用、組み合わせによって運用し

ているという例が多く見られているところでございます。

それでは、続きまして12ページをお願いいたします。

ただいま費用負担の手法をざっと見ていただきましたけども、その上で12ページにつきましては、広域化のメリット、効果額の法則性、これはこれまでの検討会議でも費用負担の係る検討課題ということで触れられた内容でございます。これまでの検討会議での広域化の法則性ということにつきましては、大規模側に薄く、小規模側に厚いという傾向があると、それを踏まえた公平な負担の水準の設定が課題になりますということがございました。ここでは、実際先ほど見ていただいた事業費の試算値を用いまして、その内容は一度検証したいと考えまして、まず12ページのほうでその試算の前提を記載しております。

この試算の前提につきましては、まず焼却施設の処理能力、これも検討会議では示しているものでございますけども、これは全国都市清掃会議というところのごみ処理整備の計画設計要領という、そういった専門図書により求めたものでございます。芦屋市単独処理の場合は日量93トン、西宮市単独の場合は日量が268トン、それから両市あわせた広域処理施設は日量361トンというふうに試算しております。これがまず一つ前提条件、それからもう一つ

(2)は試算の考え方ということで、基本的な部分ですが、他の事例においてもベースとなる手法としては用いられているというようなこともありまして、まず施設建設費については処理能力割を用いたいということ、それから施設運営についてはごみ排出量(処理量割)を用いて、一旦試算を行いたいというふうにしております。

ただし、米印のところを書いておりますけども、ごみ排出量につきましては推計値もございますけども、実績値を用いてすべきところですが、それが現在のところはまだございませんので、この試算においては施設運営についても処理能力割を用いて、あわせて試算するというふうにしたいと思っております。

それでは、続きまして、資料の13ページをお願いいたします。

13ページは、先ほどの12ページの試算の前提条件を踏まえて、事業費の数値を用いて試算した結果でございます。内容につきましては、施設建設費、それから運営費を合計した額をこの表では記載しております。この表につきましては、単独事業費、それから広域負担額、広域負担額というのは広域処理の事業費を先ほどの前提条件によって試算した芦屋市、西宮市、両市のそれぞれの分担額でございます。それから、右端は効果額、これは単独事業費と広域の負担との差ということになります。

数値をみていただきますとまず芦屋市の広域負担額が、これも事業費ベースと実質負担ベース、2段書きにしておりますが、効果額のほうを見ていただきます。芦屋市のほうが事業費ベースで121億0,843万円、実質負担ベースでは93億9,773万4,000円です。それ

から、西宮市が効果額は48億9,157万円、実質負担ベースでは36億9,368万3,000円、このような結果になっております。これを見ていただくことで広域化のメリット、効果額でございますけれども、大規模に薄く、小規模に厚いという、これまでも言葉で何度か出てきましたけれども、この試算で見ますと事業費で72億1,686万円、実質負担額ベースで57億405万1,000円、小規模側の事例、芦屋市のほうが大きいということが実際確認できたということでございます。

それでは、資料の14ページをお願いいたします。

ただいま、費用負担の基本的な考え方ということでご説明いたしました、広域化のメリットは実際数値を用いて見てみたときに、大規模側に薄く、小規模側に厚くなるということが確認できましたけれども、そういったもともとの法則性といいますか傾向の中で両市の広域化を進めるというためには、当然両者納得できる費用負担、そういった基本的な考え方が一つ必要であろうというところが、これまでも議論してきたところでございますけれども、それについて一つの考え方を事務局としてご提案した内容です。これにつきましては（1）「両市が納得できる費用の負担のあり方」、こういった観点から、費用負担の一定の公平感を確保する必要があるというのがまず1点です。それから（2）、これも過去の検討会議でも何度か出てきておりますが、この広域化につきましては規模の違いはあれ、両市が共同でごみ処理を行うと、そういった観点がございまして、そこで初めてやることでこういった効果、メリットが満たされるというようなことも踏まえますと、広域化のメリットを「両市全体のもの」として捉えるという考え方が2点、この2点の考え方をもとに具体的に納得できる費用負担を検討していきたいということで考えております。

それでは、続きまして、資料としては最後のページになりますが、15ページをお願いいたします。

ただいま申し上げました基本的な考え方、これを踏まえて具体的に協議をするということにした時に、その方向性を定めておきたいということで、記載したのが15ページでございます。大きく2点整理いたしました。資料14ページ、前ページの（1）（2）を基本的な考え方として両市が納得できる費用負担のあり方、これを次の2点において捉えて引き続き協議を進めたいということでございます。

まず（1）効果額の均衡を図るという点です。それから（2）効果額の活用を図るという視点、この2点をもとに方向性として定めていくというふうに進めたいなということでございます。均衡を図るというのは先ほど申しました一定の公平性ということと関わる場所です。効果額の活用につきましては、当然もともと議論として経費削減効果として財政負担の軽減を図るというのも両市にと

って一つの活用ではございますけれども、また、それと同時にそういった両市が広域化を行うことで生み出される効果額、これを積極的にとといいますか、市民のために有効に活用するというのも一つの考え方、いろんな考え方があるかと思えますけれども、そういったことも含めまして活用を図るという方向、こういったことが方向性として考えられるのかなということで御提案させていただきたいと思えます。

その2点を踏まえて今後協議していく場合の事項といたしまして、あわせて御提案したいのが、まず、効果額の均衡を図るという、その方法については具体的にはどういうものがあるのかということは当然議論の必要があるということが1点です。それから2点目が、効果額の活用を図るというのはその中身もそうですけれども、その方法、どんな活用があるのかといったことも含めまして、そういった方法を考えていかないといけないというのが2点、それから、先ほど今後の論点ということを見ていただきましたけれども、当然そういった費用負担の割合であるとか、その他の環境負荷対策の費用の取り扱いとかそういったこともまだ議論としては残っておるかと思えますので、そういったことも含めた必要な事項、これが今後の協議事項になろうかと考えております。

本日の費用負担に係るご提案としては、まず、具体論に入る前の基本事項の整理ということを含めまして、このような形でご提案をさせていただきました。ご議論のほうよろしく願いいたします。

説明は以上です。

掛田会長

ありがとうございました。

事務局から説明がございましたが、この件についてご意見・ご質問をよろしく願いいたします。

事務局から一つの考え方の提案ということが出てきております。この点につきまして、いろいろとご議論いただきたいと思います。

どうぞ。

森田委員

芦屋市の森田です。

まず、この資料で言いますと、11ページのところで費用負担の手法という説明があったんですが、これは要するに均等割とかごみ量割、処理能力割、人口割、こういうのが今あって、先行している他市の事例で言うとそれらの組み合わせを使ったりというようないろんなパターンがありますよということだったと思うんですね。これは一昨年の段階でそのような資料は双方で確認をしたところかと思えます。ですので、この部分については他市の事例があるということですね。今回出てきたのが、この費用負担の基本的な考え方として14ページ、両市が納得できる費用負担のあり方、それから、この広域化のメリットを両市全体のものとして活用していくと

ということなのですが、このような考え方、これは例えば他市で参考になりそうな事例とかいうのはありますでしょうか。

事務局（丸田）

西宮市の丸田です。

ただいまのご質問でございますが、これまで事務局でも、他市の事例も芦屋市とともにいろいろ調べたりしている中では、基本的には先ほど森田委員がおっしゃったように11ページの手法を用いた例は幾つか確認しておりますけれども、今回ご提案したような形での考え方をとられているところは、今まで調べている中ではないということで、今現在ではそういうご回答になろうかと思えます。

以上です。

掛田会長

どうぞ。

森田委員

わかりました。私も個人的に調べた範囲では全く聞いたことがないですね。つまり我々は全く新しい考え方に立って前例のないことをしようとしているということだと思います。

この考え方自体、私は理解するんですけども、この検討会議としてどこまで示すのか、要するに我々の役割がどこまでかということですね。一体、効果額を幾らにするんだとか、どうやってするんだとか、そのメリットを具体的に何に幾ら使うんだというようなことまで決めようとする、また時間がかかって、それこそ市民生活に影響を及ぼすような、そういうようなことになりかねないということですので、そもそもこの検討会議スタートして基本的な方向性を示すというのがこの会議の役割だということを確認していると思えます。ですので、基本的な方向性というのは、この課題についてのどの程度まで我々は判断、結論を出せばいいのかということとをまず共通理解を持っておかないと、後で議論がかみ合わなくなってくる可能性もあるので、そこのところあたりからまずははっきりさせておくべきかなと思えます。

掛田会長

今、森田委員から、そもそも広域化の検討する目的というのは方向性ということ、そういう方向性を示すというのがこの検討会議の目的といいますか、使命といいますか、という中で、その考え方に立って、例えば詳細、効果額が幾らとかいう詳細のことまで、この検討会議が担うべき会議ということではないのではないのかということを含めて、今、意見がありました、このあたり、そもそも方向性を示す会議であるというこの辺の認識ですかね。この辺はどうなっていますでしょうか。

どうぞ。

事務局（丸田）

西宮市の丸田です。



当初の、これは設置要綱にもそういった目的を書かれております。方向性を定めるということで、ここら辺が最初に具体的にどういう内容でということ、確かに議論の中で収斂されていくのかなというのが、最初、考えとしてはございましたけども、ただ、そういう意味でいきますと、具体的な額をどう決めるというようなところまでは、やはりこの会議での議論としては、それするともう少し深く細かく時間かかるということで、一旦、基本的な考え方、これはまたご意見いろいろいただきたいのですが、まずはその枠組みの方向性を定めて、それを一旦そこで整理をして、その後、詳細についてはまた別途、形はどのような形かはまた別にしまして、協議をより実務的な協議になろうかと思えますけれども進めていくというような考え方を持っております。

以上です。

掛田会長

今の考え方、要するに、この検討会議通して方向性を示すという中で、1つは先ほど皆さん方のご了承を得ました広域処理に当たっての破碎選別施設並びに焼却施設というこの議論からは破碎選別施設は除くという、ここは1つの方向性の中では1つ皆さん方と共有化しました。次に、焼却施設について考えていくと。その中で、焼却施設に対する大きな意味での方向性としては、焼却施設について広域化を目指そうと、この中で目的・方向性・ベクトルはそういうふうになったという中で、その中での費用負担とか、先ほど事務局が提案された効果額の両市全体のものというこの辺の部分についての大きなポイントを押さえていって、そしてそれが、この広域検討会での大枠だということ、こういうようなこと、詳細については事務的な部分になりますので、それはそういうところに任せるといいますか委任するという、こういうような考え方になるのかなと思ったのですが、このあたり西宮市はどうでしょうか。

須山委員

環境局、須山でございます。

この14ページのところに書いていますように、両市が納得できるという費用負担の考え方、効果額をどうするかということで、あくまで今までの説明は全部試算値で行っていますので、先ほど森田部長がおっしゃったような細かいところはなかなか難しいと思いますけども、ここをどう表すかというのが今後の議論になっていくと思いますので、やはり納得ということでございますので、一定の何か仮の考え方、数値的なものを使いながら考え方を示していく必要があるかと考えております。

以上です。

掛田会長

どうぞ。

事務局（北川）

事務局の、芦屋市の北川です。

先ほど、委員のほうから、どの程度までという御質問がありました。事務局丸田主幹のほうからもお答えをしておるんですけども、15ページのところで、囲み、今後の協議事項ということで、丸3つと挙げてございます。効果額を均衡にする方法、効果額を活用する方法、その他ということで、事務局としてはこのあたりまでで、広域化として検討会議で一定のまとめをしていきたいと、このような考えでいるということでございます。

掛田会長

今、芦屋市側から、事務局案が15ページの今後の協議事項という方向性というか、大枠というか考え方、これが今後の検討会の方向性だということですかね、おっしゃられました。そのあたりよろしいでしょうか。

どうぞ。

森田委員

その部分については、もう資料にあるのでそれは理解してるんですけども、要するに、何をもちいて均衡とするかということだと思えますね。この資料で具体的に試算値とはいえ金額が表示されていて、このまま例えば100%ごみ量割でいくと、これ処理能力割でいくんですけども、芦屋市にメリットが偏るねということが明らかになったわけです。これはちょっとまずいから均衡にしましょうよと。双方納得できる水準で均衡させましょうよというわけなんですから、それをこういう方法で均衡にしましたというためには何らかの数値的なものを出さないといけないというのは、須山局長もおっしゃったとおりだと思います。ですから、これは具体的な金額でどうやって均衡させていくかという方法も含めて、我々がこの場で何らかの結論を出さないといけないとは思っています。

そのメリットをどのように活用していくかという方法ですね。これは双方がそれぞれ勝手に使えばいいじゃないかというのも一つの考え方でしょうし、14ページにあるように、このメリットは両市全体のものなんだということであれば、両市共同でこのメリットを均衡にした上で、それをどう活用していくかということも双方で考えないといけない。つまり、この広域処理施設をどのようなものを整備して、どのような運用をしていくかということも含めての一定の方向性というのであれば、そこに踏み込んだ議論が必要になってくる。そのためにはそれなりの時間がかかるかも知れませんが、その必要が出てくるんじゃないかと。

ただ、そうだとすると、それはどこまで具体的なものにしていくか、どこまで詰めるんだということになると、これは切りのない話になってくると思いますので、そこが難しいところだと思うんです。限られた時間の中で、要するに経済的なメリットが幾らずつになりましたというところはあるとしても、その結果、その部分をこ

ういうことに使いますということを示すとするとそれなりの時間を要する。その一定の方向性というのはどこで線を引くかということですね。そこは事務局での検討もいいんですけども、検討会議の我々の中で決めるべきものではないかなというふうにも感じております。要するに、これは技術的な問題じゃなくて判断の問題だと思いますので、この会議としての結論をどこまでで一定の方向性とするかというところは、なかなか難しいと思うんです。

掛田会長

今の森田委員の意見について何かございますかね。  
どうぞ。

須山委員

西宮市、環境局長の須山です。  
私も森田部長のおっしゃるとおりで、最終的にはこちらの検討会議のほうで判断して決めるということがいいのかなとは思っています。  
以上です。

掛田会長

どうぞ。

大上委員

芦屋市の大上です。  
ちょっと私も一つ。今ご議論いただいている経過の中で、私もこれまでこの会議でどこまでの結論が出るころまでやるんだろうというのはずっと考えながら毎回参加しておるんですが、ちょっと話がそれるかもわかりませんが、例えば先ほど私も破碎選別施設を外すことに賛成しますと申し上げつつ、その後も頭の中で両市の分別区分の違いを調整しながら、実際には運用していくということを思い描いていた中で、不燃の収集、例えば私どもは収集業務を担っております関係から考えつくんですけども、燃やさないごみの品目についてはそれぞれの市で今までのようにというのになるのかな。焼却施設だけ広域化するということは、西宮市と芦屋市の違い、焼却施設、燃やすごみの区分の違い、つまり具体的に言いますとその他プラスチックみたいなのは西宮市では分別して燃やさない、芦屋市では燃やすごみとして同時収集して燃やしている。そこら辺だけが残って、ということは芦屋市の収集業務とか市民の方への影響の部分では、そこは新たに全体の中で調整できる、ほかの品目と含めて調整していったらいいのかなと思っていたところが、別立てで追加項目として収集も、市民の方のお手数もかけるようなイメージで考えなあかんのかなと。小さなそういう今回の議論にはかかわらないことの上でそういうことを考えておまして、つまりは何を申し上げたいかといいますと、広域化の対象となるもの、そしてその内容、今後議論を深めていく、結論を出していく、その中におきましても広域化の対象としない焼却施設の中継施設のことですとか、もともと当然やらなければいけない、今回単独整備することとなった

両市でのそれぞれにおいての破碎選別施設で、私が申し上げたようなそもそもこの会議での議論対象となっていない収集とか住民の方への影響、そこらでかかる経費、そういうところも本当だったら含めて今後議論をどこまでやっていくかという中では、この検討会議の最終結論を経た上で、引き続き両市で実務レベルで調整・検討していくもの、そして、さらにはそれぞれの市で持ち帰って両市の中で、両市の内部課題として検討するもの、そういうふうに段階的に、この議論、この結論についてはここに委ねる。この議論、この調整についてはここで判断すべきだというふうに切り分けていくといたしますか、そういう判断をしながらこの検討会議での最終結論、つまり方向性を示す、考え方を示す、そういうところに行きつけばいいのかなというふうに、自分自身にも含めて、今、考えを整理しとったところなんですけども、これもふつうに意見として聞き流していただいたら結構です。

以上です。

掛田会長

わかりました。  
どうぞ。

佐藤副会長

非常に白熱した議論になっているんですが、事務局が最初にご説明をくださったように、この検討会議というのは実現の可能性のみを検証するということですね。ただ、微に入り細に入り、深部にわたって検討を重ねてきたというのは、その実現の可能性というのは、1つは経済性、ここにメリットがあるかということですね。環境負荷、お互いにこのことについて相当な覚悟をもって取り組んできた両市がさらに前進を目指して広域化を目指すんだから、その上に積み上げる効果がさらにあるか。環境負荷の低減、あるいは環境対策ですね。これが2点目です。これらがあるのは明らかなんです。

ただ、本日最終的にまとめようとしてるのは、両市の市民が納得する必要がある。当然のことながら、検討会議に何の権限もございませんでして、団体意思の決定というのは議会に委ねられております。理事者側ができるというのは、この施策を実現することによって市民に新たにこんなサービスが提供できます、しかもこんな生産性の中で効率的にできますというところまでなんです。その骨格になる材料と資料と方向性を我々検討会議の中で市として、両市として市長にご提示できるかという段階ですので、そもそもきょうの会議の要諦というのは、最後に事務局がまとめていただいたように、残る課題はこれですねと、このことについて次回以降徹底的に議論ができて公平感が担保できれば、この検討会議の出す結論というのはそれで十分ではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。最終的には団体の意思決定というのは議会の皆さん方にご納得をいただけることというふうに考えております。

掛田会長

今の意見等含めて何か意見ございますか。  
どうぞ。

森田委員

確認なんですけども、要するに基本的な方向性というのはやるかやらんかということに尽きるんじゃないですかね。双方が、これを双方の首長にももちろん報告をして議会に説明をして、理解をいただいて、実施できるだけのものをここで確認した上で双方やりましょうという形にもっていければそれが一定の方向性、それがこれじゃ無理だねということで、残念ながら今回は見送りましょうかというのも1つの方向性です。それを確認できるだけのものがどこまで詰まるかという、そういう認識でいいんでしょうかね。

掛田会長

いいですか。

そうしましたら、私の意見でございますが、ごみ処理の広域化という点について両市で時間をかけて今までやってきた中で、あくまでも両市でごみの広域化をどうかというのが当然この検討会議の基本的な考えで、ここがポイントだと思います。その場合におきまして、当然にそれぞれ芦屋市も西宮市も市民の方、市民を代表する議会に説明をし、理解を得て、そしてこれを実現するということふうになるわけですから、その点を考えたときにやはり、やるという上においてのメリット、両市にとってのメリット、これを押さえないといけないとなります。その中で今回、事務局がこの費用負担の基本的な考え方の1点、2点が今後の焼却施設についての議論というふうになります。その上においては、一定の仮定数値に基づいてのどれだけの効果額があるか、それをどう広域化のメリットとして生かすのかという、捉えるのかというこの辺は当然に一定の仮の数値があって初めて議論を深めるということになりますので、それは当然そういう形で出していただくと。その中でこれはあくまでも、ごみの焼却施設の広域化するためのまさに1つのデータとして出していくということであって、この数値は当然今後変わっていく中で、この仮の数値のやりとりで、表面に出てきた数値のやりとりで、例えば1円がこっちで1円が向こうだというこんな論議ではないということございまして、当然に焼却施設について広域化するというこのための理由といたしますか、そのための1つの費用負担、効果額、そしてそれをどのように広域化のメリットとして捉えてどうするか。こういう大きな押さえで今後は仮の数値を示しながら議論を深めるということになるのではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

何か、もうまとめのような話のことを私申し上げましたが、どうでしょうか。そういう考え方について皆さんどうお考えなのか、御意見ありますでしょうか。

佐藤副会長

異議なし。

掛田会長

よろしいでしょうか。

何かさっきの私発言、まとめたような話になりますけど、改めましてまとめをさせていただきます。

今もいろいろ議論ありましたけれども、焼却施設の費用負担の議論に入っていくということにいよいよなります。議論に際しましては、先ほど申し上げましたように、その用いる数値は、これは確認ですけど、あくまでも検討会議における試算値であって、確定数値ではないことから、試算値を用いて費用負担の考え方を示していくということを改めて両市で確認したいと、このように思います。

費用負担については本日確認しましたように、規模によるメリットの法則性があるという現実において一定の公平感を確保すること、また、広域化のメリットは両市がごみ処理を共同で行うことによって初めて満たされるものであります。そういった観点から両市全体のものとして捉えること。この2点を両市が納得できる費用負担のあり方についての基本的な考え方と位置づけ、効果額の均衡を図り、かつ、効果額を有効に活用するという観点で今後の議論を行っていききたいと、このように考えております。

まとめになりますけど、このようなことでよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

掛田会長

ありがとうございます。

それでは、次回の検討会議においては、今、私が申し上げた点を踏まえて事務局案を示していただきたいと、このように思います。

それでは、次に「議題（3）その他」について、事務局から何かございますか。

事務局（丸田）

西宮市の丸田です。

「議題（3）その他」といたしまして、特に議論していただく内容についてはございませんけども、1点ご報告だけさせていただきますと思います。

今日もいろいろと活発なご意見をいただきありがとうございます。この検討会議、これまでの協議の状況、基本的には11月以降の状況ということになるかと思いますが、それにつきまして両市とも近々議会のほうに所管事務調査ということで報告をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

掛田会長

ありがとうございます。

両市とも議会には所管事務報告というような形で報告を考えてらっしゃるということですが、その際には議会には丁寧な報告をよろしく願います。

事務局で用意している議題はございませんけれども、せっかくの機会でございますので、何かほかに委員の皆さんからあるでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日本当に多忙の中、ご出席いただきました兵庫県の方が来られておりますけれども、何かこの検討会議でご意見ございますか。

高石参事

阪神北県民局の高石でございます。

破碎選別施設につきましては、やはり環境負荷という面から広域化することによって新たな負荷が発生してしまうという部分についてのご議論が十分になされていると感じたところでございます。その点について十分にご評価がされていると感じております。

ありがとうございます。

掛田会長

どうもありがとうございました。

それでは、今、兵庫県の方から今回の検討会議での破碎選別施設を外すということについて、ご意見いただきました。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

事務局から今後の予定について説明をお願いします。

事務局（丸田）

西宮市の丸田です。本日はありがとうございました。

今後の予定につきましてですが、年度末に差しかかる例年この時期何かと皆様、ご多忙のことと思います。ただ、会長も冒頭おっしゃっていただきました、これからの協議を精力的に進めるということでいきますと、多忙の中ですが年度内に次回の検討会議を開催できますよう、後日事務局のほうから日程調整をさせていただきます。ご多忙の中、またご協力をよろしくお願いいたします。

#### 4 副会長あいさつ

事務局（丸田）

それでは、本日閉会に当たりまして、副会長でございます芦屋市佐藤副市長より一言ご挨拶をお願いいたします。

佐藤副市長よろしくお願いいたします。

佐藤副会長

失礼します。

事務局、特にご苦勞さまでございました。委員の皆さん方にもお礼を申し上げます。

きょうはEPAが発効する日でございます、欧州産のワインが非常に安く飲める、即時関税撤廃です。どうしてもこういう事柄を処理しようとしたときに、自国の利益と今後の経済発展、あるいは経済効果、それからそれぞれの国が得る、国民が得る利益ですね。我々今回取り組んできた広域化の処理の問題に関しましても根っこは同じことです。今、その面前にある課題の数々を考え始めますと、どうしてもバッティングしてしまう事柄というのは今後もたくさん出てくるかもしれません。ただ、人口が減少していきます。それぞれの施設をそれぞれの自治体の中で完全パッケージとして処理していくという時代ではそうそうなくなるのではないかと。いうところあたりから、平成29年の4月27日に第1回目の検討会議を始めました。きょうも議論になりましたように、どこまで決めればいいんだというのは当時からそのことについて侃々諤々そのことのみをテーマにして議論をした経過というのはございません。それは、両市の中にこれをやることについて異論を唱える方というのはそんなにいないのではないかと。いうのが、まず根っことして認識されていたという事柄があるからだと思います。ただし、これを対外的にアラームしよう、あるいはメッセージを発しようとしたときには、それを称するだけの具体的な資料というのが必要になりますので、この点について今回8回までの回数と2年近い日にち、期間を消化しながら積み上げてきた部分というのは相当な財産になり始めているというふうに認識しております。いよいよあと1回あるのか2回あるのか検討会議の中で、両市の皆さん方にこういう考え方で進めるのであればというご納得がいただけるような公平感のある処理を徹底的にご議論いただいて求めていきたいというふうに思います。

私もこの立場で申し上げるのは何ではございますが、きょう示された効果額の差というのを芦屋市としてもこのまま納得できるのかと問われれば納得できませんので、これはぜひとも何回か申し上げましたように、両市市民の今後にも最も有効な形となって生まれ変わらせることのような、使途を目指していきたいというふうに思っております。

年度内、非常に窮屈な日程に今後もなるかもしれませんが、委員の皆さん方、あるいは事務局のご苦勞をお願い申し上げます、また、お礼を申し上げます閉会の挨拶とします。どうもありがとうございました。

事務局（丸田）

ありがとうございました。



## 5 閉会

事務局（丸田）

それでは、以上をもちまして第8回検討会議、閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

（閉会）